

アイエム ニュース!!

第49号

2018.7.10
発行

【記事の内容】

医業経営

将来推計人口・需要予測と経営課題

税 務

2018年以降の税制改正について

労務管理

『働き方改革』

保険・資産運用

自然災害に備える！ハザードマップと損害保険

〈ご案内〉

- 生命保険相談サービスのご案内
- 働く女性のためのマネープランセミナー

医業経営のご相談は、(有)アイエムが承ります



有限会社 アイエム (石川県医師会関連団体)

金沢市鞍月東2丁目48番地(石川県医師会・日赤共同ビル) TEL:076-239-3820 FAX:076-239-3821

詳しくは(有)アイエムのホームページをご覧ください。 <http://www.im-med.co.jp/>

将来推計人口・需要予測と経営課題

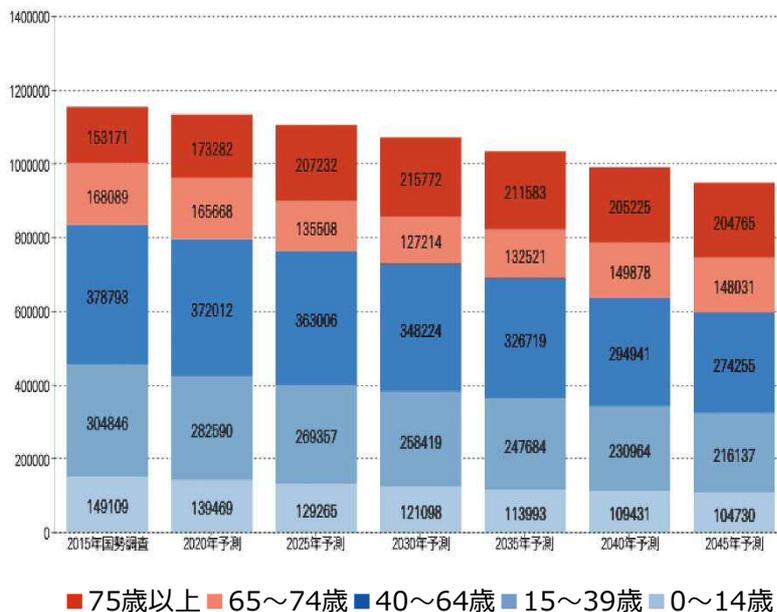
◆将来推計人口

国立社会保障・人口問題研究所が2018年3月に推計し直した石川県の将来推計人口は右図のとおりです。

(日本医師会「JMAP」より)

<2020年から2045年にかけて…>

- ・75歳以上人口は約3万人の増
(17万→20万人)
- ・15～64歳人口は約16万人の減
(65万→49万人)
- ・0～14歳人口は約3.5万人の減
(14万→10.5万人)



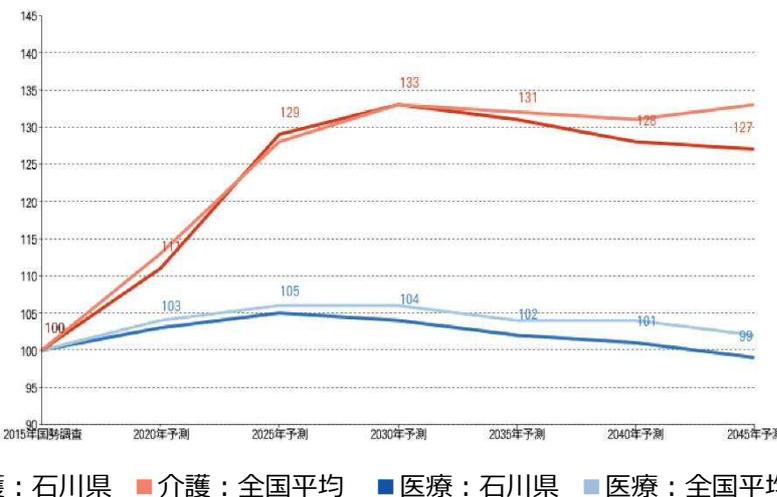
◆医療介護需要予測

医療介護の需要予測は右図のとおりです。

(日本医師会「JMAP」より)

<2015年をベースとすると…>

- ・医療は2025年をピークに以降は漸減
- ・介護は2030年まで増加し、以降は停滞



◆経営課題

超少子高齢社会により、外来患者の減少、在宅医療や介護の要請の増加、予防医療や健診需要の増加、職員確保の難易度上昇、等の様々な環境変化が今後更に顕著になることが予想されます。(※市町村ごとに環境変化の度合いや内容は異なる)

他職種・施設との更なる連携、職員が長く働けて生産性の高い職場作り、事業承継問題の解消、事業の見直し、等の対応を現実的に実行していく必要があります。

アイエムコンサルティングチームでは上記の点について個別相談対応をしておりますので、お気軽にお問合せ下さい。

医業経営



税理士法人 ノチデ会計
代表税理士 後出 雅 敏

会社紹介

税理士法人・医業経営コンサルティング会社・社会保険労務士事務所など各分野のプロフェッショナルをもつ、医業経営の総合支援グループ。顧問先の多数を占める医業分野には特に力を注いでおり、病医院側の状況に応じてオーダーメイドで特に以下の業務を中心に支援を行う。

持分なし医療法人への移行支援、診療・介護報酬等相談、職員が満足する給与・人事評価制度等構築支援、病医院建替え支援、医療法人及びNPO法人設立・運営支援、新規開業及び承継開業支援、病床再編、後継者の意思決定・養成支援、M&A支援
URL http://nochide_kaikei.tcnf.com

2018年以降の税制改正について

2018年度の税制改正の主要項目を取り上げたいと思います。今回は、2018年分以後より適用される人件費に関わる所得税、法人税の改正について解説致します。



2018年分より適用されるもの

配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し		改正前	改正後
配偶者控除	納税者本人の所得制限	なし	合計所得金額 1,000万円以下
	控除額(所得税)	一律(38万円)	本人の合計所得金額により異なる (38万円・26万円13万円)
配偶者特別控除	納税者本人の所得制限	合計所得金額 1,000万円以下	合計所得金額 1,000万円以下
	配偶者の所得制限	合計所得金額 38万円超76万円未満	合計所得金額 38万円超123万円以下
	控除額(所得税)	配偶者の合計所得金額に応じて逡減	配偶者の合計所得金額に応じて逡減 + 本人の合計所得金額により異なる

今後改正される事項

所得税【給与所得控除等の見直し】(2020年分以降)

給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替

- ・給与所得控除及び公的年金等控除の控除額を一律10万円引き下げ、基礎控除の控除額を一律10万円引き上げる。

給与所得控除・公的年金等控除・基礎控除の見直し

- ・給与所得控除について、給与収入が850万円を超える場合の控除額を195万円に引き下げる。

但し、子育てや介護に配慮する観点から、23歳未満の扶養親族や特別障害者である扶養親族等を有する者等に負担増が生じないよう措置を講ずる。

基礎控除について、合計所得金額2,400万円超で控除額が逡減を開始し、2,500万円超で消失する仕組みとなる。

法人税【所得拡大促進税制の改組】(2018年4月1日～2021年3月31日開始事業年度)

適用要件について簡素化されます。

- (改正前) ①適用年度の雇用者給与等支給額が基準年度雇用者給与等支給額より3%以上増加している
②適用年度の雇用者給与等支給額が前期雇用者給与等支給額より増加している。
③適用年度の1人当たり平均給与が前期の1人当たり平均給与を上回っている。

(改正後) ・適用年度の1人当たりの平均給与が前期の1人当たり平均給与より1.5%以上増加している。

控除税額(法人税の20%を限度として)

(改正前) ○適用年度と基準年度の雇用者給与等支給額の増加額の10%
+
適用年度と前年度の雇用者給与等支給額の増加額の12%

(改正後) ○適用年度と前年度の雇用者給与等支給額の増加額の15%
※ただし、一定の要件を満たす場合は25%

税務・会計



木村経営ブレングループ
代表 木村 岳二

会社紹介

昭和50年(1975年)木村光雄税理士事務所として創業。平成26年(2014年)、税理士法人木村経営ブレンとして法人化。40年以上の歴史の中で、基本業務の月次会計監査・税務申告に加え、お客様の事業環境変化に対応するため、業務の幅を拡げてきた。昭和57年(1982年)、株式会社木村経営ブレンを設立して以来、医業経営、相続資産対策に特化。平成4年(1992年)、株式会社木村事業承継ブレンを設立し、合併分割などの組織再編、M&Aまで行い、40名規模のグループに至る。(公社)日本医業経営コンサルタント協会の認定登録医業経営コンサルタント7名在籍。URL <http://www.kkb-jp.com/>

『働き方改革』

働き方改革関連法案が、ようやく成立しそうです。（6月10日時点）「働く方がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する」という趣旨の法案で、働き方改革実行計画（2017年3月28日）と労働基準法改正案（2015年4月国会提出）の2つで構成されているものです。これまでの日本では、正社員は会社からの雇用保障によって一生同じ会社に勤めることができるということがある反面、長時間労働などの過重労働によって家庭生活がないがしろにされるといったマイナス面が対になっていました。そのマイナス面の解消が、働き方改革です。

労働基準法改正案は、ずいぶんと長い間ほったらかしだったのでどうなったのか確認が必要です。まずは、「罰則付き時間外労働の上限規制」（2019年4月1日施行、中小事業主は2020年4月1日）です。時間外労働が制限され、原則「月45時間、年360時間以下」となり、特別条項により、例外として「年6回、①年720時間（時間外）②2～6か月平均で80時間以下（時間外+休日労働）③単月で100時間未満（時間外+休日労働）」となりました。従来は告示であり法的な拘束力はありませんでしたが、今後は法律で定められた上限時間を超えた場合には、罰則が付くことになります。

次に、「同一労働同一賃金」です。政府が進める「同一労働同一賃金」の議論の中身は、非正規労働者の待遇改善に向けた法規制の強化となります。こちらは、まだこれからであり今後の動きに注目していく必要があります。

あとは、高度プロフェッショナル、3か月単位のフレックスタイム制と続きますが、これらはあまり影響はなさそうです。問題なのは、「年次有給休暇の年5日」取得です。年次有給休暇の付与日数が10日以上である労働者を対象として、企業に年5日の時季を指定した有給休暇の付与が義務化されます。2019年4月1日施行となっているので、早速の対応が求められており、今から来年のカレンダーをどうするのか検討しなければなりません。働き方改革には、生産性の向上がくっついていきます。これからは、2日働いて1日休むという計算になりますが、そうすると経営者は、社員を休ませる工夫が必要になりますし、社員は会社に出てきたらこれまで以上に一生懸命に働くということが求められるようになるということです。いいような、悪いような…のんびり働くサラリーマンなんて認められない世の中になりそうです。

労務管理



会社紹介

私共の事務所は、複雑化する労務の問題を経営者と一緒で解決していくという考え方に立っています。使用者と労働者の関係が複雑化する中で、少しでも経営者のお役に立てるようあらゆる面でのサポートを心がけており、よりよい職場環境作りのお手伝いをさせていただきます。

自然災害に備える！ハザードマップと損害保険

近年、日本各地で自然災害が頻発しているのは皆様ご存知の通りですが、予想を超える豪雨、土砂災害等により被害も大きく、現状復帰にも時間を要しています。しかし、自然災害を事前に予想、または食い止めることは非常に困難であります。

もし万一のことが発生した場合、まずは患者、スタッフ、ご自身の安全確保が第一です。さらに地域医療に貢献される皆様にとっては、一刻も早い現状復帰をすることが求められます。そこで重要となるのが**ハザードマップ**と損害保険の**火災保険**です。

■ハザードマップ

ハザードマップとは、自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図をいいます。最近では規模が大きい病院で避難訓練や防災対策に取り組んでいる医療機関も多く見られますが、規模が小さい医療機関ではそこまで取り組むには限界があります。

そこで今回は下記のサイトをご紹介します。

『国土交通省 ハザードマップポータルサイト』 <http://disaportal.gsi.go.jp/>

身の回りの防災に役立つ情報をまとめて閲覧でき、さらに全国の地方公共団体のハザードマップを閲覧（洪水、内水、高潮、津波、土砂災害、火山、地震等）することができます。スタッフとともに一度閲覧することをお勧めします。

万一のときの患者様の避難誘導に役立つほか、スタッフの家族の避難場所を確認することもできます。

また一部の損害保険会社においてもハザードマップを用いて各地域のリスクを地図上で表記していますので、一度加入している保険会社に問い合わせをすることもお勧めです。

■火災保険

次に損害保険の火災保険について解説します。

開業の形態により火災保険の加入内容は様々です。自己物件であれば建物、設備、什器等。賃貸物件であれば設備、什器、借家人賠償等。

当然のことながら皆様が所有の財産に対して保険をかけるのですが、現在の火災保険には主契約（火災、水害、爆発等）に様々な特約を付帯できるようになっています。

■臨時費用特約

そこで今回は特約のなかの一つ、『臨時費用特約』をご紹介します。

『臨時費用特約』契約内容にもよりますが（保険会社によっては自動付帯の特約）、損害額の10%~30%を損害保険金に上乗せして支払ってもらうことが出来ます。実際に火災や水害にあったときには、建物の保険金以外のお金をもらえるのはありがたいといえます。

例えば診療所が火災で1,000万円の損害が発生した場合、1,000万円の保険金以外に、上乗せで300万円（臨時費用30%の特約付帯の場合）が支払われます。火災が起こると建物の損害以外にも様々なお金が出て行きます。まさにそのような臨時の費用として役に立ちます。

またこの特約は個人宅についても付帯できます。皆様の自宅が火災、水害にあった場合、住めるように復旧するまでには時間を要します。この普及する期間、ホテルの宿泊費や生活費などの出費に補填が可能です。

本来、損害保険は「実損填補」という考え方ですが、臨時費用特約は実際の被害額に10%~30%を単純に上乗せして保険金を請求できますので出費の内容は問いません。

最近では特約部分についての保険会社からの支払い漏れや加入者からの請求漏れは減少していますが、皆様の診療所、自宅等の火災保険に付帯しているかどうか、一度確認されてみるのもよろしいかと思います。

※今回の『臨時費用特約』については基本ルールを説明したものです。実際に保険事故が発生した場合、他に勘案事項がありますので保険金額がご説明した額にならない場合もあります。信頼できる保険アドバイザーや各保険会社にお問い合わせください。

保険・
資産運用

株式会社
リスクマネジメント・ラボラトリー
金沢支店長 原 勝 志



会社紹介

平成12年5月設立、本支店20拠点。全国32都道府県（北陸3県含む）の医師会・医師協同組合と連携し、医療機関経営という観点から、セミナー活動、情報提供、個別相談などを行っている。主な業務は、生命保険・損害保険の募集に関する業務、ファイナンシャルプランニング業務、資産計画の企画立案に関する業務、経営に関する講習会の開催に関する業務、企業の販売活動に関する人材育成のための教育及び育成業務など。

URL <http://www.rml.co.jp>

生命保険相談サービスのご案内

～2018年4月、多くの生命保険会社が料率改定を実施！～

無料

今後、消費税ほか各種税制改正や社会保険料の見直し等、医療機関・家計とも、負担増は避けられません。そのような中、2018年4月をメドに、多くの生命保険会社で『保険料率改定』がおこなわれました（保険会社が保険料を決めるもととなる「標準死亡率」が11年ぶりに下がったため）。保障内容によっては、**保険料が20%以上値下がりするケースもある一方、逆に一部生存給付型の保険など、保険料が上がるケースも出てきております。**
※新規契約が対象になります。また、各保険会社や各種条件、商品内容によって異なります。

- ✓ すでに生命保険に加入されている方
- ✓ しばらく生命保険の内容の確認や見直しをおこなっていない方
- ✓ 今後保険加入を検討している方
- ✓ そもそも、加入内容が必要な保障額や期間と合っているかわからない方



など、この機会に一度内容を確認をしてみたいか、いかがでしょうか。
 また、その他下記のご相談も承っておりますので、どうぞお気軽にお問い合わせください。

～お客様の声～

保障を見直したんですが、うちのケースでは固定費（＝保険料）を減らすことができ、資金繰りがよくなりました。

以前一度保険整理しましたが、環境も変わってきたため改めて整理できてよかったです。

不必要な勧誘をされるのではないかと半信半疑でしたが、もちろん無理な勧誘は一切なかったの、安心して相談できました。

見直すべき保険と見直すべきでない保険の判断がしやすく、納得のいくアドバイスでした。

他の金融商品の内容や相続についても相談できたのでよかったです。



「生命保険相談サービス」作成申込書

お申し込みは下記にご記入の上、FAXにてご送信、または直接お渡しください。

医療機関名			医師名	
ご担当者 お名前	<input type="checkbox"/> ←医師名と同じ場合は☑	ご連絡に良い曜日やお時間帯		
		連絡先 (TEL)	()	
備考				

「生命保険相談サービス」と併せてお聞きになりたいことがありましたら、下記にチェックをお願いします。

- 「保険の一覧表（保険管理表）」を作成してほしい
- 保険関係の書類が多くなって、どれを保管（廃棄）してよいかわからない
- 退職金準備（理事・職員）についてきいてみたい（退職金のメリット）
- 「教育資金」や「iDeCo・NISA ほかセカンドライフの資産形成手段」について聞いてみたい
- ライフプランや相続対策・事業承継対策について聞いてみたい
- その他 ()

本サービスについては、理解しにくい保険証券を読みこむ専門知識が必要となりますので、(有)アイエムと業務提携している「㈱リスクマネジメント・ラボラトリー」の支援を受けて管理表の作成サービスを行います。追って㈱リスクマネジメント・ラボラトリー提携コンサルタントよりご連絡させていただきますので、お手持ちの保険証券等内容がわかるものをご用意ください。なお、㈱リスクマネジメント・ラボラトリーには、個人情報保護の観点から細心の注意を払い、厳正なる守秘義務を課しております。

県内医療機関にお勤めの皆様へ

事業主さまへ
従業員の皆様にご案内ください

出張!

働く女性のための マネープランセミナー



どうやって
お金は
増やしたら
いいの?



知りたいけど忙しくて
時間がない…
誰に相談すればいいか
わからない…



ちょっと
した工夫で
できる
コスト削減術
とは?

年金だけで
老後は
安心なの?



今は元気
だけど
将来は
どうする?

時間を味方
につける
安心投資術
とは?



低金利からとうとうマイナス金利になってしまった今日ですが、「お金」についてきちんと学べば、資産形成を行うことは難しくありません。

約45分間のセミナーの中で、その考え方を分かりやすくお伝えします。

今回は、日ごろ仕事や家事に忙しく学ぶ時間がない、セミナーに参加したくても開催日時になかなか都合が合わない、という皆様のためにオーダーメイドのセミナーをご提供いたします。

※勉強会のメニューの一つとしてもご利用いただけます。



好きな時間に
皆様一緒に
セミナーが
受けられます!

開催日時：ご希望により調整します
開催場所：貴医院または石川県医師会ビル
定員：参加2名以上で開催します

まずは裏面FAXのうえ、ご相談くださいませ

講師



櫻井 祐二 さん

株式会社リスクマネジメント・ラボラトリー
フィナンシャル・アドバイザー

金沢市出身。東京でFP歴17年。
いくつかのポイントがわかれば、「お金が貯まりやすい人」
に体質転換するのは簡単です！
好きなことを我慢せずにリッチになっていただくのがモットー。
是非お会いして、いろいろご相談ください！

受講費：無料

※参加者は石川県医師会加入の医療機関
勤務の方に限定させていただきます。

特典

FPによる個別相談・ライフプラン表
作成サポートも無料（通常5,000円）



セミナー開催ご相談書

以下ご相談書をご記入後、FAX送信してください。折り返しご担当者様へ
ご連絡のうえ、開催日時の調整をさせていただきます。

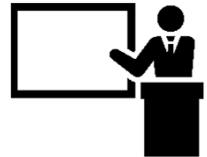
《FAX：076-239-3821》

医療施設名（ ）

ご担当者氏名（ ）様

ご連絡先電話番号（ ）

ご希望（日祝日、お昼休み、診療時間終了後などでも可能です）



開催日時：

（ ）曜日の（ ）時～（ ）時頃

開催場所：

（医院に来て・石川県医師会ビルで）開催してほしい

（セミナーの所要時間は標準で約45分間です）

ご質問・ご意見・ご要望欄

お問合せ先



有限会社 アイエム（石川県医師会関連団体）

金沢市鞍月東2丁目48 石川県医師会・日赤共同ビル 2階

TEL 076-239-3820 FAX 076-239-3821 <営業時間 9:00～17:00>

URL <http://www.im-med.co.jp/>